
AMT/NEWSLETTER

Dispute Resolution

2026年5月29日

2026年1月KCAB規則改正について

弁護士 土門 駿介 / 弁護士 佐藤 誠高 / 弁護士 村上 蘭

Contents

- I. はじめに
- II. 改正の概要
 - 1. KCAB 国際仲裁裁判所(KCAB Court)の設立
 - 2. Fast-Track Procedure の導入と Expedited Procedure の改定
 - 3. 早期判断(Early Determination)制度の新設
 - 4. 調停(Mediation)の明文化
 - 5. 第三者資金提供(Third-Party Funding)に関する明文化
 - 6. その他の改正事項について
- III. おわりに

I. はじめに

2026年1月1日、大韓商事仲裁院(KCAB)は、約10年ぶりに同機関の国際仲裁規則の全面改正を実施しました。本改正は、手続の透明性・効率性の向上と、世界の主要な仲裁機関で採用されている標準的な運用に歩調を合わせることを目的とするものとされています。

以下では、主要な改正点を簡潔に紹介いたします。

II. 改正の概要

1. KCAB 国際仲裁裁判所(KCAB Court)の設立

今回の改正における最大の特徴とされているのが、KCAB 国際仲裁裁判所(KCAB Court)の新設です。同機関は外部専門家から構成される独立した意思決定機関であり、従来事務局が担っていた業務を中心に、手続に関する重要な判断を行うことが予定されています。

KCAB Court の主な権限は以下のとおりであり、仲裁手続における重要な事項の決定が予定されています：

- (i) 当事者間に合意がない場合における、仲裁人の人数の決定(11条¹⁾)
- (ii) 仲裁人の選任(12.2条、12.5条等)
- (iii) 仲裁人の忌避・解任に関する決定(14.6条、15.2条)
- (iv) 仲裁手続の併合の可否の決定(23.1条)
- (v) 仲裁費用の決定(54.9条、55.1条)

2. Fast-Track Procedure の導入と Expedited Procedure の改定

改正前の規則において、係争額が 5 億ウォン(約 5400 万円)以下である場合、又は当事者の合意がある場合に Expedited Procedure が適用され、同手続においては、原則として仲裁廷構成後 6 か月以内に仲裁判断が出されることが定められていました(KCAB2016年規則 43条、48条)。

これに対し、今回の改正では、さらなる手続の迅速化・効率化を企図して、Expedited Procedure が、係争額がより高額な事案に適用されることになった一方で、同手続以上に迅速な手続として、新たに Fast-Track Procedure と呼ばれる手続が導入されました。

各手続に関する適用基準及び仲裁判断が下されるまでの期限は以下のとおりです(45.1条、48.1条、50.1条、53.1条)。

手続類型	適用基準	仲裁判断が下されるまでの期限
Fast-Track Procedure	係争額が 5 億ウォン以下 又は 当事者の合意がある場合	原則として、仲裁廷構成後 3 か月以内に判断される
Expedited Procedure	係争額 5 億～40 億ウォン(※) 又は 当事者の合意がある場合 (※)仲裁合意が、2026 年 1 月 1 日より前に締結された場合には、5 億ウォン以下	原則として、仲裁廷構成後 6 か月以内に判断される

なお、①当事者がこれらの手続を利用しないことを合意した場合(オプトアウト)や②案件の状況に照らして、Secretary-General がこれらの手続の利用が適当ではないなどと判断した場合には、これらの手続が適用されないとされています(45.2条、50.2条)。そのため、他の仲裁機関における迅速仲裁手続等と同様、金額基準を満たした場合であっても、通常手続等の別の手続に移行する余地がある点は留意が必要です。

¹ 本ニュースレターにおいて、特段別異の記載がない場合、条文番号は、KCAB2026年規則(以下「本改正規則」といいます。)の条文を指します。

3. 早期判断(Early Determination)制度の新設

本改正規則では、当事者の申立てを受け、仲裁廷が、明らかに理由のない請求や抗弁を迅速に判断できる早期判断の制度が新設されました(36条)。これは、実体的に明らかに見込みのない(manifestly unsustainable or without legal merit)主張を早期に排除することによって、審理の効率化を企図する制度であると考えられます。

類似の制度は、SIAC2025年規則において規定されている他(同規則47条)、ICC2021年規則22条のガイダンスであるICC Note to Parties and Arbitral Tribunals on the Conduct of the Arbitration under the ICC Rules of Arbitration(以下「ICC Note」といいます。)のセクション VII D においても言及されるなど、他の仲裁機関における規則等にも見られるものとなっています。

4. 調停(Mediation)の明文化

本改正規則では、当事者が、仲裁手続中いつでも合意により KCAB の調停規則又はその他合意された調停手続に基づく調停を試みることが可能であるという点が明文化されました(16.6条)。

仮に調停手続が実施される場合、当事者が別段の合意をしない限り、係属中の仲裁手続における仲裁人は調停人となることができない旨が規定されています(16.6条)。

5. 第三者資金提供(Third-Party Funding)に関する明文化

本改正規則では、国際仲裁における第三者資金提供(TPF)の利用に関する通知義務が明文化されました(10.5条)。

具体的には、資金提供を受けている当事者は、提供者の存在及び身元を、相手方当事者、仲裁廷及び事務局に対して速やかに通知する必要があります。また、仲裁廷の構成後、仲裁廷との間の利益相反を生じさせるおそれのある資金提供の取り決めに禁止する規定が設けられました(10.6条)。これらの規定は、仲裁人の利益相反の防止及び手続の公正性・透明性の確保を目的とするものであり、同様の規定は SIAC2025年規則(38.1条、38.3条)や ICC2021年規則(11.7条)、ICC Note セクション II D 等にも見られるところ、これらの規定は国際仲裁における第三者資金提供(TPF)の利用の増加を受けたものと考えられます。

6. その他の改正事項について

その他、本改正規則においては、①concurrent proceedings の新設を含めた、多数当事者ないし複数の契約が関係する手続(すなわち、併合や当事者参加等)の手続の整備(21条~24条等)、②初回の手続会合における、AI ツールを含めたテクノロジーツールの使用に関する協議の推奨(16.5条)、及び、③仲裁コストに関する担保提供の命令権限の明文化(16.8条)等の改正も見られます。

これらの改正も、ユーザーからの意見やこれまでの国際仲裁実務の発展を踏まえたものであると考えられます。

III. おわりに

本改正規則は、2026年1月1日から施行され、当事者間に別段の合意がない限り、施行日以降に開始される仲裁について、適用されることとなります(なお、上述のとおり、特に Fast-Track Procedure や Expedited Procedure の適用については、施行日前に仲裁合意が締結されたかも重要な要素となります)。

KCAB は、本改正を、国際仲裁における最新の動向と平仄を合わせることへの継続的なコミットメントを反映したもの

であると説明しています²。現に、本改正においては、他の主要な仲裁機関の直近の規則改正と同様の趣旨・方向性の改正が多くみられます。

新設された制度をはじめ、本改正規則が、今後どのように展開し、運用されていくか、注目されます。

以上

² https://www.kcabinternational.or.kr/notice/press_release_view.do?bd_no=169&bbs_no=36

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 土門 駿介 (shunsuke.domon@amt-law.com)
弁護士 佐藤 誠高 (masataka.sato@amt-law.com)
弁護士 村上 蘭 (ran.murakami@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。